

国民健康保険税の納期が変わります

四月から年十回に

国民健康保険税は、加入者の皆さんが、それぞれの負担能力と受益に応じてお金を出し合い、病気のケガなどに備える大切なお金です。この国民健康保険税の納める回数は年六回となっていました。多くの加入者の方から生活の上の家計のサイクルにあわせて、もっと増やしてほしいとの声がありました。このため、市では、加入者の皆さんの利便を考え、納める回数を十回に増やすことにしました。ご理解とご協力をお願いします。

納付回数

十回に

国民健康保険税は、高額な医療を必要とする病気のためや、老人人口の増加などによる医療費の増加によって、やむを得ず高負担をお願いしなければなりません。

国民健康保険税の税額が多くなると、一回当たりの納入する額も多くなります。

このため、納付回数を六回から十回に増やし、納税者の皆さんの利便を図ることにしました。

改正後の納付月は下の表のとおりで、最初の納付月は四月からです。

この取り扱い、平成元年度分の国民健康保険税から適用します。

国保税の納付月

改正前		改正後	
第1期	5月末日	第1期	4月末日
第2期	7月末日	第2期	5月末日
第3期	9月末日	第3期	6月末日
第4期	11月末日	第4期	7月末日
第5期	12月末日	第5期	8月末日
第6期	翌年1月末日	第6期	9月末日
		第7期	10月末日
		第8期	11月末日
		第9期	12月末日
		第10期	翌年1月末日

◎月の末日が金融機関の休業日の場合は、翌週の月曜日が納期限となります。

納税通知書は

四月と八月に送付

国民健康保険税は、前年の所得や土地・家屋にかかる固定資産税額に基づいて計算します。これを本算定賦課といいますが、前年の所得などが確定するまでの間は、前年度の税額に準じて納めていただくこととなります。これを仮賦課といっています。

仮賦課によって納めていただく納付月は四・五・六・七月の四回となります。八月には前年の所得や、その年の加入者数によって、税額の再計算をし、仮賦課額を差し引いた額を八・九・十・十一・十二・一月の六回に分けて納入していただくこととなります。

このように国民健康保険税は、仮賦課と本算定賦課があるため、納税通知書を四月と八月の二回送付します。

新たに国保に

加入したら

四月から七月の間に新たに国民健康保険に加入された世帯には、八月の本算定賦課のときに納税通知書を送付します。

また、年度の途中で、世帯の被保険者数に異動があったときは、そのたびに月割で税額の変更を行います。この場合、加入のときは加入した月から、資格喪失のときは資格喪失した月の前月までが課税の対象となります。

国保税の納入は

口座振替で

四月から納付回数が増えることにより、窓口納入の場合煩雑となります。このようなときは口座振替による納入が便利です。

口座振替の手続きは、取引先の市内の金融機関にご相談ください。

国保税の納入は

お済みでしょうか？

昭和六十三年年度の国民健康保険税の納入期限は一月末日でしたが、まだ納入されていないかたは早めに納入くださるようお願いいたします。

保険医療機関の

指定取り消しについて

平成元年二月一日から、次の病院が保険医療機関の指定が取り消しとなりました。

このため、両病院では二月一日から国民健康保険が効かなくなりました。なお、指定の取り消しの前から両病院に入院または通院していた患者、救急患者や他の病院から紹介された患者については、療養費払いにより保険と同様の取り扱いが受けられます。

◎桑名病院(新潟市)
◎斎藤記念病院(南魚沼郡六日町)

高額療養費受領委任払い

取扱い病院を拡大

病気やケガでお医者さんにかかったとき、医療費の三割を一部負担金として窓口で支払うことになっています。

(ただし、退職被保険者本人は二割で、退職被保険者の扶養を受けているかたは入院だけ二割となります。)

ところが病気やケガによっては一部負担金も多額となり、病院の窓口で支払うとき困難な場合があります。

このようなときは、高額療養費の受領を病院に委任することにより、窓口で支払う一部負担金を自己負担額(一般には五万四千円)だけにすることが

できます。委任を受けた病院では、被保険者に代わって国民健康保険から高額療養費を受領し残りの一部負担金にあてます。この制度を受領委任払いといいますが、受領委任払いを取り扱う医療機関は市と協定を結び実施することになります。

- 豊栄病院 水原郷病院
- 新潟市民病院 木戸病院
- 桑名病院 河渡病院
- 新潟総合病院 新潟南病院
- 県立ガンセンター 新潟病院
- 新潟臨港総合病院 松浜病院
- 南浜病院 新潟中央病院
- 県立新発田病院 北越病院
- 西新潟病院 新潟信愛病院

高額療養費とは

病気やケガによっては、病院などに支払う一部負担金も多額になり、場合によっては100万、200万円になることがあります。このようなときは一定の額を超えた一部負担金については国民健康保険で負担します。

この一定の額を高額療養費の自己負担額といって住民税の課税の有無などによって次の金額になります。

区分	高額療養費自己負担額(1か月当たり)
一般の場合	54,000円
一般の世帯	
同一の月に同一の世帯に自己負担額3万円以上が2回以上あった場合	2回以上の額を合算し 54,000円
年間に高額療養費に該当するときに4回以上ある場合	4回目からは 30,000円
住民税非課税世帯	
一般の場合	30,000円
同一の月に同一の世帯に自己負担額2万1千円以上が2回以上あった場合	2回以上の額を合算し 30,000円
年間に高額療養費に該当するときに4回以上ある場合	4回目からは 21,000円

老人保健のみなさんへ

届け出てください

所得の低いかた
特定の病気のかた

一部負担金が軽くなります

老人保健では、所得の低いかたや特定の病気にかかっているかたには、入院の一部負担金を減額しています。

この制度の適用を受けるためには、申請が必要です。該当するかたは早め手続きしてください。

〈所得の低いかた〉

①老齢福祉年金を受けていること(明治四十四年以前に生まれたかた)

②その世帯の生計を主として維持している人の市町村住民税が非課税であること

〈特定の病気のかた〉
二か月間だけ
一日三〇〇円支払う
(通常無期限に一日四〇〇円)

次のいずれかの病気にかかっているかた
①人工腎臓を実施している慢性腎不全
②血友病

一か月一万円を限度
として支払う
認定されると

※医師の証明が必要ですので、前もって用紙を受け取りにおいでください。
〈申請の方法〉
(必要なもの)

資格異動の届出は

お早めに

三月、四月は就職、転職などで健康保険の資格に異動の多い時期です。

転入、転出の届出をする時は、国民健康保険証も持参しましょう。

届出には次のものをお持ちください。
〈職場の健康保険を脱退した時〉
離職証明書、印鑑

〈職場の健康保険に加入した時〉
職場の健康保険証、国民健康保険証、印鑑

保険証が変わったら

老人保健のかたも、健康保険証は必要です。お医者さんにかかるときは、必ず医療受給者証(老人手帳)といっしよに保険証を窓口で見せてください。社会保険本人の転職や転勤、老人保健本人の転居などで保険証が変わったときは、すぐに保険証と印鑑をお持ちのうえ市役所市民課国民健康保険係へ届けてください。(各出張所でも受け付けます)

●医療受給者証(老人手帳) ●保険証

●印鑑

(申請場所)
市役所市民課国民健康保険係

☎387-3401 内線244

※お問い合わせもどうぞ